令和年月日

広　島　市　長　　様

**営利活動に係る誓約書**

別添の計画書のとおり、公園にて営利活動を伴うにぎわいづくり活動を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　当団体は、次の事項をすべて満たした上で活動します。

⑴　活動場所の公園を既に定期的に利用する団体がある場合は、本制度による活動を行うことを事前に説明し理解を得ます。また、利用日を調整するなど、互いの公園利用に支障が生じないようにします。

⑵　活動場所の公園の周辺に居住する住民に対し、本制度による活動を行うことについて回覧又はチラシの配付により事前に情報提供します。また、個別に説明を求められた際は誠実に対応します。

⑶　活動の一部に企業活動等を含む場合は、開催前までに地域住民に周知を行い、意見を聴取した上で実施することにより、支障が無い旨を確認します。なお、住民から多くの反対があるなど、地域内の同意が得られない場合は当活動を中止します。

⑷　営利活動等に係る騒音、ゴミ等への相談・苦情について確実に対応できる担当者を配置します。

２　当団体は、活動の実施に当たり、次の事項を行います。

⑴　発生したゴミの処分及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、活動場所である公園の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。

⑵　第三者等に損害を与えることがないよう、必要な措置を講じます。

⑶　法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。

⑷　地域住民及び関係者・団体との連携を図り、活動の円滑な実施に努めます。

３　当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑵　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

⑶　暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

→裏面へ続く（両面印刷）

４　本活動は次のいずれの場合にも該当しません。

⑴　秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

ア　犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合

イ　暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合

ウ　わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うために使用しようとする場合

エ　特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うために使用する場合

オ　イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合

⑵　施設又は設備をき損するおそれがある場合。

ア　公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合

イ　ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う事業のために使用しようとする場合

ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。

⑶　騒じょうを起こすおそれがある場合。

　　音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような事業を行うために使用しようとする場合

ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ開催内容を説明し了解を得る又は開催状の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない

⑷　その他管理運営上支障がある場合。

ア　公園の改修工事等のため、一般の利用に供することが当該工事等の支障になると認められる場合

イ　公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合

５　本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。

　　本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

（団体名）

（代表者[役職、氏名]）

※　氏名は団体の代表者が自署してください。